

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された診療情報提供書（以下「書類」という。）を誤送付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者ID、性別、生年月日、診療情報

2 事案の経過

○令和5年5月26日（金）

・医療機関Yよりセンターへ患者の紹介があり、その書類には、「かかりつけ医は医療機関Zである」と明記されていた。

○令和5年6月22日（木）

・患者は、問診票を記入する際に誤って、「かかりつけ医は医療機関Xである」と記入した。

・医師Aは、この問診票を元に電子カルテに「患者のかかりつけ医は医療機関Xである」と記事を記録した。

○令和6年3月8日（金）

・患者が退院するにあたり、医師Bは、電子カルテの記事に記録されていたとおり、医療機関Xを患者のかかりつけ医であると誤認し、医療機関Xあてに書類を作成した。

・当該診療科の医師事務作業補助者は、医師Bから書類を受け取り、医療機関Xにそのまま送付した。

○令和6年3月15日（金）

・医療機関Xから、かかりつけの患者ではない患者の書類が届いたと架電にて連絡を受けたことにより誤送付が判明した。

・外来看護師は改めて医療機関Xに架電し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪したうえで、書類を破棄するように依頼した。

・外来看護師は患者に架電し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

3 誤送付の原因

・医師Aが、患者を紹介した医療機関Yの書類を確認することなく、患者が問診票に誤って記入したかかりつけ医の名称を電子カルテに記事として記録したため。

・医師Bが書類を作成する際に、かかりつけの医療機関に誤りがないか、患者に確認しなかったため。

4 再発防止策

○事案発生部署に対し、以下の点を周知した。

- ・電子カルテに患者情報を記事として記録する際には、問診票などの患者が記入した情報ではなく、診療情報提供書等に記載されている情報をもとに記録すること。
- ・医師が診療情報提供書を作成する際は、紹介先の医療機関名に誤りがないか、患者本人に確認すること。